

産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の 事業場外保管届出制度の手引き

平成28年8月18日



〒890-8577

鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県 環境林務部

廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係

・直通 099-286-2596

・Fax 099-286-5545

・メール emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp

・ホームページ

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kanryo/recycle/shinsei/hokantodokede.html>

目 次

第 1	制度の概要	1
第 2	届出の対象者	1
第 3	届出方法等	2
第 4	届出書類	3
第 5	届出書様式	4
第 6	記載例	11
第 7	参考資料（産業廃棄物処理基準）	13
第 8	Q & A	16
第 9	問い合わせ先	17

第1 制度の概要

平成23年4月1日に改正施行された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）に基づき、建設工事に伴い生じる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の事業場外における一定面積以上の保管には、原則として、あらかじめ届出が必要となりました。（法第12条第3項及び第12条の2第3項）

また、届出事項の変更及び保管の廃止の場合も届出が必要となりました。

第2 届出の対象者

建設工事に伴い生ずる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物を、その事業場外（建設工事現場外）の300㎡以上の場所に保管しようとする排出事業者

※「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事も含みます。（法第21条の3第1項）

法第12条第3項及び第12条の2第3項の規定に違反して、この届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。

また、事業場外で（特別管理）産業廃棄物を保管する排出事業者は、法第12条第1項の規定による「産業廃棄物処理基準」又は、法第12条の2第1項の規定による「特別管理産業廃棄物処理基準」に従わなければなりません。

（13ページ～15ページ参照）

この基準に適合しない保管を行っている場合は、行政処分を受けることがあります。

※ただし、下記に該当する保管は届出の対象外です。

- ・産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・特別管理産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物処分業の用に供される施設（保管の場所を含む。）において行われる保管
- ・産業廃棄物処理施設（法第15条第1項の許可を受けたもの。）において行われる保管
- ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」第8条の規定による届出に係るポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管

※非常災害のために必要な応急措置として、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の保管を行った排出事業者は、当該届出書を「当該保管をした日から14日以内」に提出して下さい。

（この規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の過料に処せられます。）

第3 届出方法等

(1) 届出期限

届出の種類	届出期限
保管届出	・ 保管開始前 ・ 保管場所に係る面積を300㎡以上に変更する前 (ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う場合は、当該保管をした日から起算して14日以内)
保管変更届出	・ 変更前
保管廃止届出	・ 当該保管をやめた日から30日以内 ・ 保管場所に係る面積を300㎡未満に変更した日から30日以内

(2) 提出先及び提出部数

提出先：鹿児島県庁廃棄物・リサイクル対策課（郵送でも可）

（ただし、保管場所の所在地が鹿児島市内である場合は、鹿児島市への提出となりますので、「鹿児島市廃棄物指導課」へお問い合わせ下さい。）

提出部数：正本1部

（郵送の場合、届出者控への受付印の押印を希望される方は、「返信用封筒」を同封してください。）

第4 届出書類

1. 保管届出

書 類	留 意 事 項
産業廃棄物事業場外保管届出書 (様式第二号の四)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管開始前に届け出ること (非常災害時の応急措置としての保管を除く) ・ 記載例(11ページ)を参照のこと
特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書 (様式第二号の十)	
保管場所付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅地図の写しでも可。 ただし、その場合、図内に保管場所を明示しておくこと。
保管場所の平面図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載例(12ページ)を参照のこと。
保管の場所を使用する権原を有することを証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「土地の登記事項証明書」 (土地が複数筆にわたる場合は、それぞれの土地に係る証明書を全て添付) ・ 「賃貸借契約書」又は 「土地使用承諾書(10ページ参照)」 (届出者が、土地の所有権を有しない場合)

2. 保管変更届出

書 類	留 意 事 項
産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の五)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」に関する変更の場合は、当該届出書のみを提出 ・ 「保管場所の所在地又は面積」を変更しようとする場合は、下記の書類を添付すること
特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書 (様式第二号の十一)	
保管場所付近の見取図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 変更後の保管場所に係るものを提出 ・ 他の留意事項は「1. 保管届出」の項を参照のこと
保管場所の平面図	
保管の場所を使用する権原を有することを証する書類	

3. 保管廃止届出

書 類	留 意 事 項
産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (様式第二号の六)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該保管をやめた日から30日以内に提出すること
特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書 (様式第二号の十二)	

第 5 届出書様式

(届出書掲載ページアドレス)

<http://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/shinsei/hokantodokede.html>

【産業廃棄物事業場外保管廃止届出書】

様式第二号の四 (第八条の二の四、第八条の二の七関係)

産業廃棄物事業場外保管届出書	
年 月 日	
鹿児島県知事 三反園 訓 殿 (支 庁 長) (地域振興局長) 届出者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条第3項前段 の規定により、関係書類 第12条第4項 及び図面を添えて届け出ます。	
保管の場所に関する事項	所 在 地
	面 積
	保管する産業廃棄物の種類
	積替えのための保管上限又は 処分等のための保管上限
	屋外において容器を用いず 行 っ た 保 管 の 有 無 (保管を行う場合にあっては 規則第1条の6の規定の例に よる高さのうち最高のもの)
保 管 開 始 年 月 日	年 月 日
備考 積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条第1項第1号ホ又は第2号ロ(3)の規定により保管することができる産業廃棄物の数量を記入すること。	

(日本工業規格 A列4番)

【産業廃棄物事業場外保管変更届出書】

様式第二号の五（第八条の二の五関係）

産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
鹿児島県知事 三反園 訓 殿 〔 支 庁 長 〕 〔 地域振興局長 〕	届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項後段の規定により、関係書類及び 図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

【産業廃棄物事業場外保管廃止届出書】

様式第二号の六（第八条の二の六関係）

<p>産業廃棄物事業場外保管廃止届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>鹿児島県知事 三反園 訓 殿 支 庁 長 地域振興局長</p> <p style="margin-left: 200px;">届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項前段の規定による届出に係る保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の2の6の規定により</p>	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

(日本工業規格 A列4番)

【特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書】

様式第二号の十（第八条の十三の五、第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管届出書		
年 月 日		
鹿児島県知事 三反園 訓 殿 〔 支 庁 長 〕 地域振興局長	届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 第12条の2第3項前段 第12条の2第4項	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
保管の場 所 に 関 す る 事 項	所 在 地	
	面 積	m ²
	保管する特別管理産業廃棄物の種類	
	特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限	
	屋外において容器を用いずに行う保管の有無 （保管を行う場合にあっては規則第1条の6の規定の例による高さのうち最高のもの）	
保 管 開 始 年 月 日		年 月 日
備考 特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限又は処分等のための保管上限には、廃棄物の処理及び清掃に関する施行令第6条の5第1項第1号ニ又は同項第2号チ（3）の規定により保管することができる特別管理産業廃棄物の数量を記入すること。		

（日本工業規格 A列4番）

【特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書】

様式第二号の十一（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管変更届出書		
年 月 日		
都道府県知事 三反園 訓 殿 支 庁 長 地域振興局長	届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項後段の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
変 更 の 内 容	変 更 前	変 更 後
変 更 の 理 由		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	

（日本工業規格 A列4番）

【特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書】

様式第二号の十二（第八条の十三の六関係）

特別管理産業廃棄物事業場外保管廃止届出書	
年 月 日	
都道府県知事 三反園 訓 殿 （ 支 庁 長 ） 地域振興局長	届出者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第3項前段の規定による届出に係る 保管をやめたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の13の6にお いて準用する同令第8条の2の6の規定により届け出ます。	
保管場所の所在地	
廃止の理由	
廃止年月日	年 月 日

（日本工業規格 A列4番）

土地使用承諾書

甲は乙に対して、甲が所有する下記の土地を、(特別管理)産業廃棄物事業場外保管場所として使用することを承諾する。

なお、当該(特別管理)産業廃棄物の保管に関する一切の管理行為は、乙の責任において行うものとする。

記

土地の所在	地目	面積(m ²)

3 使用承諾期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで

平成 年 月 日

甲 住所

氏名

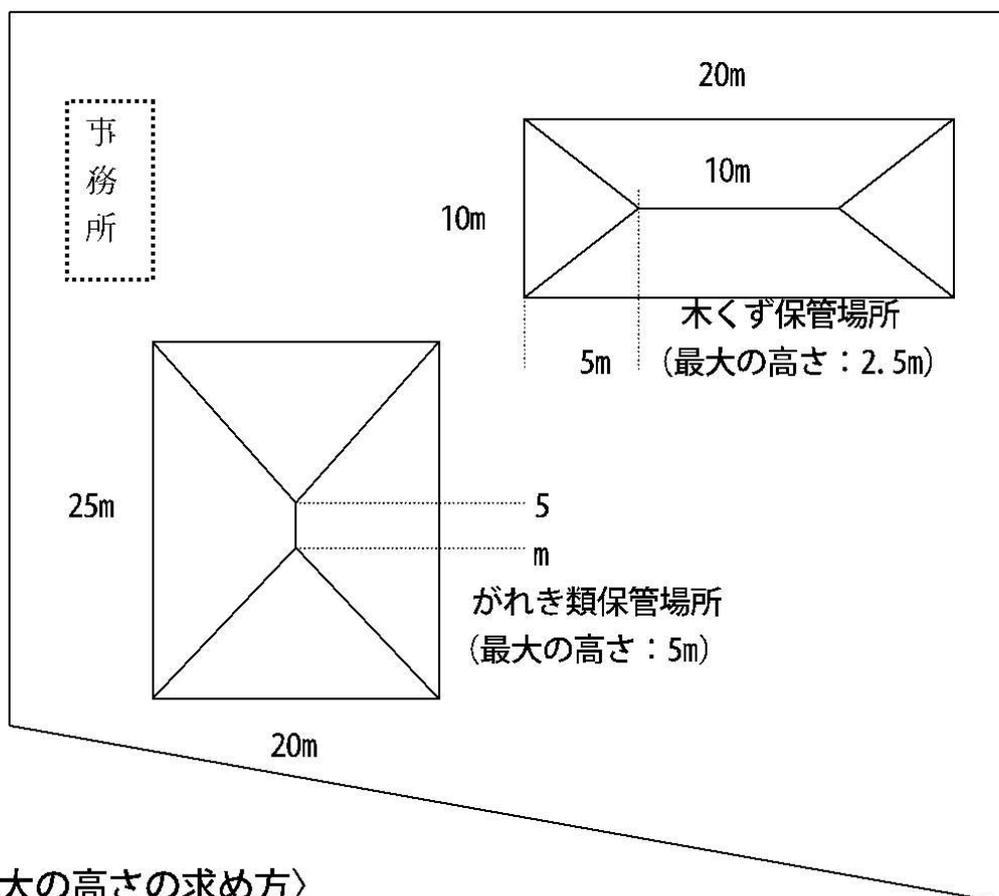
印

乙 住所

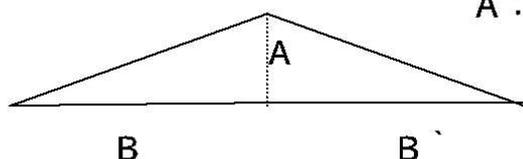
氏名

印

保管場所の平面図記載例



〈最大の高さの求め方〉



$A : B$ 及び $A : B'$ がそれぞれ $1 : 2$ の時
= 「勾配 50%」

(例) 長さ B (B') が 10m の
場合, A の高さは最大 5m

〈積替のための保管上限及び処分のための保管上限〉

【積替えのため保管 (別の中間処理業者に持っていくための一時的な保管) の場合】

- ・ 当該保管場所における 1 日当たりの平均的な搬出量 $\times 7$ = 保管上限

【処分のための保管 (自社の処理施設を使用して処分するための保管) の場合】

- ・ 当該処理施設の 1 日当たりの処理能力 $\times 14$ = 保管上限

(ただし, 建設業関連の木くず, コンクリート破片の再生に係る施設の場合は,
処理能力 $\times 28$ = 保管上限)

〈添付書類〉

- ・ 保管場所の 平面図 (上記参照) 及び付近の 見取り図 (住宅地図の写しでも可)
- ・ 保管場所の使用権原を証する書類 (登記事項証明書, 賃貸借契約書等の写し)

第7 参考資料（産業廃棄物処理基準）

【積替え・保管に係る基準】

- ・他の産業廃棄物処分業者に持っていくために、一時的に保管している場合

2 産業廃棄物の積替え・保管基準

ア) 産業廃棄物の積み替えを行う場合には、次によること。（令第6条第1項第1号ハ、ニ、令第3条第1号ヘ、ト、令第6条の5第1項第1号ロ、令第4条の2第1号ト）

(1) 共通事項（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）

1. 積替えの場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
2. 積替えの場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(2) 個別事項

① 産業廃棄物

1. 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の積替えの場所であることとの表示がされている場所で行うこと。
2. 石綿含有産業廃棄物の積替えを行う場合には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。

② 特別管理産業廃棄物

1. 積替えは、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えの場所であることその他の環境省令で定める事項の表示がされている場所で行うこと。
2. 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。
3. 当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。

イ) 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。（令第6条第1項第1号ホ、ヘ、令第3条第1号チ、リ、ト、令第6条の5第1項第1号ハ、ニ、令第4条の2第1号ト）

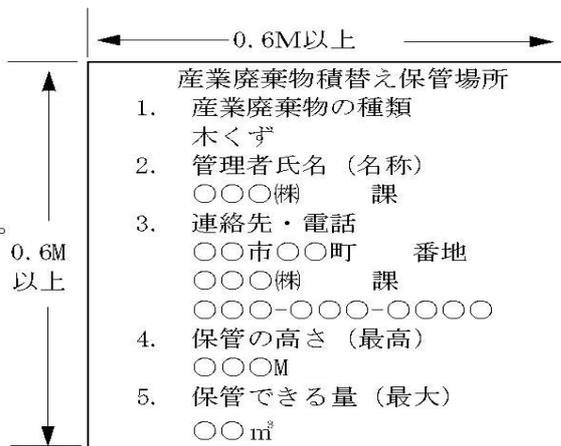
(1) 共通事項（産業廃棄物、特別管理産業廃棄物）

1. 産業廃棄物の保管は、産業廃棄物の積替え（環境省令で定める基準に適合するものに限る。）を行う場合を除き、行ってはならないこと。（令第3条第1号チ）

★規則第1条の4、第8条の8（産業廃棄物の積替えに係る基準）

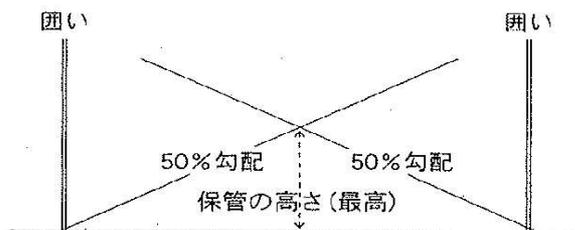
- イ あらかじめ、積み替えを行った後の運搬先が定められていること。
- ロ 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
- ハ 搬入された産業廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。

2. 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。(令第3条第1号リ(1))
- イ 周囲に囲い(保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあっては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。
- ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の積替えのための保管場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。
3. 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。(令第3条第1号リ(2))
- イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあっては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。

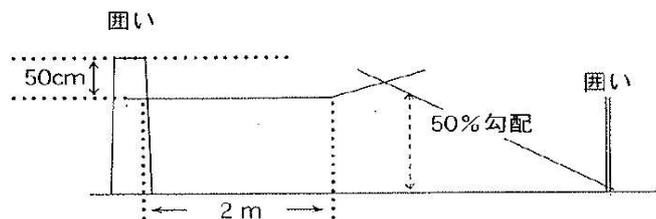


- ロ 屋外において、産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあっては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。

- ① 廃棄物が囲いに接しない場合
 囲いの下端から勾配50%以下



- ② 廃棄物が囲いに接する場合
 囲いの内側2m以内は、囲いの高さより50cm以下
 囲いの内側から2m以上は、2m線から勾配50%以下



4. 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。(令第3条第1号リ(3))
5. 保管する産業廃棄物の数量が、環境省令で定める場合を除き、当該保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること(令第6条第1項第1号ホ、令第6条の5第1項第1号ニ)。

★ 規則第7条の3、第8条の10の2(積替えのための保管の場所に係る掲示板)

掲示板は、規則第1条の5の規定の例によるほか、令第6条第1項第1号ホ(令第6条の5第1項第1号ニ)の規定により当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の数量を表示したものでなければならない。

【処分のための保管に係る基準】

- ・ 自社の処理施設を使用して処分するために保管する場合

4. 産業廃棄物の処分又は再生に当たっての保管基準

(1) 保管基準（令第6条第1項第2号ロ(1)）

産業廃棄物の処分又は再生に当たっての保管は、産業廃棄物の積替え・保管基準のイ)の2)～4)参照のこと。

(2) 保管期間（令第6条第1項第2号ロ(2)）

環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。

★ 規則第7条の6（産業廃棄物の処分等に当たっての保管期間）

令第6条第1項第2号ロ(2)の環境省令で定める期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。

(3) 保管数量（令第6条第1号第2号ロ(3)）

保管する産業廃棄物の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。

★ 規則第7条の8（令第6条第1項第2号ロ(3)の環境省令で定める場合及び数量）

第1項

一 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限（以下「基本数量」という。）を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

二 処理施設の定期的な点検又は修理（実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に二分の一を乗じて得た数量とを合算した数量とする。

三 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては70）を乗じて得られる数量とする。

四 廃タイヤ（省略）

第2項

前項第二号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。

第8 Q & A

1. この制度の趣旨がよく分からないのだが？

A. 排出事業者が自ら行う保管については、都道府県知事の許可等の事前手続きが不要であったため、不適正保管等が発覚しにくく、生活環境保全上の支障発生が未然に防止できず、また、事業者の把握が困難なため、改善命令等の措置の迅速な実施に支障をきたしていました。

そこで、不適正な保管が行われる事案の多い建設工事から生じる産業廃棄物について、事前に届出を提出させることにより、不適正保管の早期発見及び迅速な改善命令等の措置の実施につなげ、生活環境保全上の支障発生の未然防止、拡大防止を確実にすることを目的としています。

2. 工事期間が短期間であり、保管する期間も数日である場合は、保管届出書の提出は不要か？

A. 保管する期間が短くても、届出書の提出は必要です。

3. 「事業場外」に該当する保管場所とはどのような場所か？

A. 産業廃棄物を生じた事業場（建設工事現場等）と「空間的に同一のもの」と考えられない場合は、「事業場外」に該当します。

4. 事業場外に複数の保管場所を有する場合、それぞれの保管場所は300㎡未満であるが、合計した面積が300㎡以上ある場合は、届出は必要か？

A. それぞれの保管場所が離れた場所にあり、空間的に異なる場所であれば届出は不要ですが、空間的に同一の場所と言える場合は、届出が必要です。

5. 囲いが設置されていない保管場所の面積はどのように算定すればよいのか？

A. 産業廃棄物の事業場外保管は、「産業廃棄物処理基準」が適用され、囲いを設置せずに、産業廃棄物を保管することは処理基準違反になります。

ただし、保管場所の面積の算定に当たっては、処理基準の及ぶ範囲で、保管の用に供される場所の面積により算定することとなります。

6. 350㎡の敷地に、建物（事務所）と250㎡のがれき類を設置した場合、事業場外保管届出の提出は必要か？

A. がれき類が処理基準に沿って設置されていれば（囲い、掲示板の設置等）、保管の用に供される面積が300㎡未満であるため、届出は不要です。

7. 保管上限の計算方法がよく分からないのだが？

A. 積替えのための場合と、（自社）処分のための場合で計算方法が変わります。詳細は記載例をご参照ください。

8. 保管場所の周囲に囲いや掲示板が必要か？また、事業場内の一画を利用する場合、囲いや掲示板は必要か？

A. 上記5の回答のとおり、事業場外の保管であっても「産業廃棄物処理基準」が適用されるため、囲いや掲示板の設置は必要です。

9. 届出書を1回提出すれば、その場所でずっと産業廃棄物の保管を行って良いのか。

A. 保管する産業廃棄物が無くなるなど、保管をやめる場合には「事業場外保管廃止届出書」を30日以内に提出する必要があります。

なお、事業場外保管届出制度は、保管の許可ではなく、自社廃棄物の保管行為そのものを制限するものではありません。

10. 建設工事以外から生じた自社の産業廃棄物を保管する場合も届出は必要か？

A. 届出は不要ですが、自社の産業廃棄物の保管であっても「産業廃棄物処理基準（保管基準）」は適用されますので、基準の遵守をお願いいたします。

11. 添付書類の「土地の登記事項証明書」は原本の提出が必要か？

A. 原本提出が原則ですが、当課において原本確認を受けていただければ、写しの提出でも構いません。

第9 問い合わせ先

〒890-8577

鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号

鹿児島県庁環境林務部廃棄物・リサイクル対策課 産業廃棄物係

TEL 099-286-2596

FAX 099-286-5545

MAIL emsangyo@pref.kagoshima.lg.jp